五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
―	岩村三喜男

(2)　変更年月日
平成二十六年四月二十五日

○関東地方整備局告示第二百六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　30

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本建物評価機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
田畑　京子	―

(2)　変更年月日
平成二十六年四月二十八日

○関東地方整備局告示第二百六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人さいたま住宅検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
齊藤　隆久	―

(2)　変更年月日
平成二十六年五月一日

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月七日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十八号及び二百八十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道松前郡福島町字月崎三〇六番八から同町字福島九二番一まで	前	二一・〇～三六・四メートル	一九〇キロメートル
	後	一二・八～二五・〇メートル	一九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道古宇郡泊村大字茅沼村一一七番三から同村大字茅沼村一六番三まで	前	一二・二～四〇・四メートル	一八七キロメートル
	後	二三・二～四六・九メートル	一八七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道留萌郡小平町字鬼鹿秀浦一一四番一から同町字鬼鹿秀浦一〇九番一地先まで	前	二二・七～二五・八メートル	〇・七四キロメートル
	後	三〇・五～三四・六メートル	〇・七四キロメートル
北海道留萌郡小平町字花岡七二番一地内	前	三一・〇～八六・六メートル	〇・三三一キロメートル
	後	四六・〇～一〇〇・二メートル	〇・三三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号	北海道紋別郡湧別町北兵村三区四三九番一から同町北兵村三区四九五番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年五月七日

○北海道開発局告示第七十八号

十勝川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百三十号を次のように改める。

関係図面のうち、第五十号図及び第五十一号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

北海道開発局長　澤田　和宏

（図面省略）